

大阪市小児慢性特定疾病児等ピアカウンセリング事業実施要領

第1 目的

小児慢性特定疾病など慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童や成年患者（以下「小児慢性特定疾病児等」）及びその家族に対し、小児慢性特定疾病児既養育者等のピアカウンセラー（以下「ピアカウンセラー」という）による助言・相談等を実施し、精神的な負担軽減を図るとともに小児慢性特定疾病児等の日常生活における問題や障がいの軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 対象疾患群

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患の16疾患群

第3 対象者

大阪市に居住し、第2で定める対象疾病にかかっている児童や20歳未満の成年患者及びその家族とする。

第4 実施方法

保健所が実施する療養相談会・交流会等において、ピアカウンセラーによる助言・相談等を実施するものとする。

附 則

この要領は平成20年10月1日より適用する。

附 則

この要領は平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要領は平成27年1月1日より適用する。

附 則

この要領は平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要領は平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要領は令和4年4月1日より適用する。